

令和7年3月作成版

介 護 保 険

特定福祉用具購入の手引き



埼玉県比企郡鳩山町
長 寿 福 祉 課

目 次

(1) 特 定 福 祉 用 具 と は ・ ・ ・ ・ P 1

(2) 対 象 と な る 方 ・ ・ ・ ・ P 1

(3) 対 象 と な る 福 祉 用 具 ・ ・ ・ ・ P 1

(4) 支 給 方 法 と 支 給 限 度 基 準 額 ・ ・ ・ ・ P 3

(5) 申 請 手 続 ・ ・ ・ ・ P 4

(6) 領 収 書 に つ い て ・ ・ ・ ・ P 5

(7) 留 意 事 項 ・ ・ ・ ・ P 7

(1) 特定福祉用具とは

特定福祉用具(以下「福祉用具」という。)とは、介護認定を受けている方が、可能な限り自立した生活を送り、入浴や排泄の本人及び介護者の負担を軽減するために、都道府県から指定を受けた指定特定(介護予防)福祉用具販売事業者から購入するものです。

また、福祉用具の購入に要した費用のうち1割～3割の自己負担分を除いた部分については、福祉用具購入費として町から支給されます。

(2) 対象となる方

福祉用具を購入できるのは、鳩山町で介護保険制度による要支援・要介護認定を受けている被保険者に限ります。

※1 要支援・要介護認定申請中に福祉用具を購入する際は、認定後に福祉用具購入費を支給します。

※2 認定申請中に福祉用具を購入し、その後の介護度判定で非該当となった場合は、支給対象外となります。

(3) 対象となる福祉用具

種類	内 容
○腰掛便座	次のいずれかに該当するもの。 ①和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む)。 ②洋式便座の上に置いて高さを補うもの。 ③電動又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る)。 <u>※差し込み便器、尿瓶は不可。</u>
○自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に交換できるもの。 <u>※専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連商品は除かれます。</u>
○入浴補助用具	次のいずれかに該当するもの ①入浴用いす 座面の高さがおおむね35cm以上のものまたは、リクライニング機

	能を有するもの。 ②浴槽用手すり 浴槽のふちを挟み込んで固定することができるもの。 ③浴槽用いす 浴槽内に置いて利用することができるもの。 ④入浴台 浴槽のふちに掛けて浴槽への出入りを容易にすることができるもの。 ⑤浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差解消を図ることができるもの。 ⑥浴槽内すのこ 浴槽内に置いて浴槽の底面の高さを補うもの。 ⑦入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽の出入り等を容易に介助できるもの。
○簡易浴槽	空気式又は折り畳み式等で容易に移動できるものであって、取水式又は排水のために工事を伴わないもの。
○移動用リフトの釣り具部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。
○排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。 <u>※専用ジェル等、装着の都度消費するもの及び専用シート等の関連商品は除かれる。</u>
○固定用スロープ (※貸与との選択可能)	比較的小さい段差の解消に使用し、取り付けに際し工事を伴わない固定用スロープ。
○歩行器 (※貸与との選択可能)	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式(ピックアップ歩行器)又は交互式歩行器。 <u>※車輪やキャスター付きのものは対象外。</u>
○単点杖・多点杖 (※貸与との選択可能)	カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットホームクラッチなどの単点杖及び多点杖。 <u>※松葉杖は対象外。</u>

(4) 支給方法と支給限度基準額

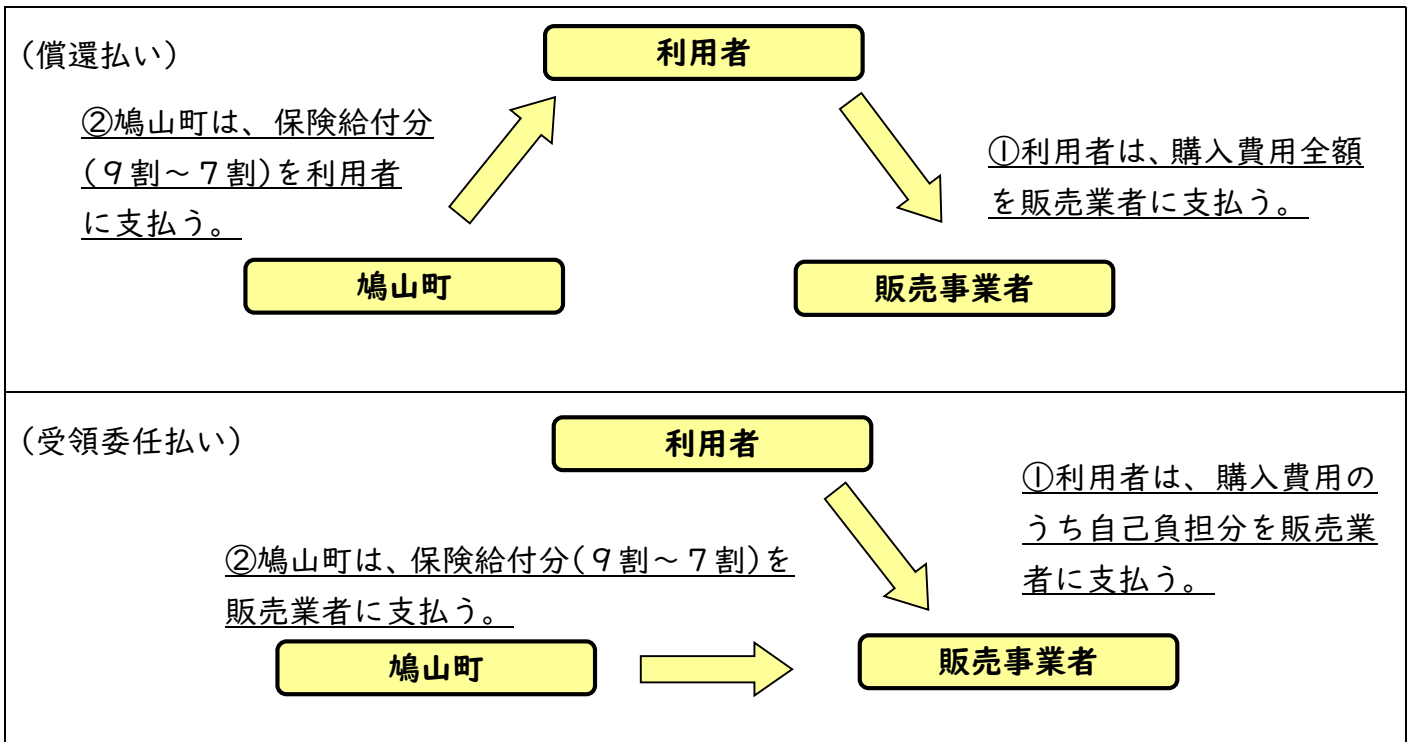
○償還払い

利用者は、購入費用の全額を販売事業者支払い、後日、保険給付分(販売費用の9割～7割)が町から利用者に払い戻されます。

○受領委任払い

利用者は、販売事業者と合意のもと、自己負担分(購入費用の1割～3割)を販売業者に支払い、後日、保険給付分(販売費用の9割～7割)が町から販売事業者支払い戻されます。

支給イメージ



3. 支給限度基準額

福祉用具購入費の支給限度基準額は、消費税込みで10万円です。

(毎年4月1日から翌年3月31日までが基準期間となり、1年ごとに支給限度基準額がリセットされます。)

例)令和5年11月に入浴補助用具(4万円)を購入。

令和6年5月に腰掛便座(7万円)を購入。

令和5年11月時点⇒支給限度基準額(10万円)－入浴補助用具(4万円)＝残額6万円

令和6年4月時点⇒支給限度基準額がリセットされる。

令和6年5月時点⇒支給限度基準額(10万円)－腰掛便座(7万円)＝残額3万円

(5) 申請手続

福祉用具購入の流れと必要な書類については、下図をとおりになります。

手順①：利用者は、特定福祉用具購入について、ケアマネジャー等及び特定福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員に相談する。

手順②：利用者、家族、ケアマネジャー等、特定福祉用具販売事業者で、利用者の身体状態にあった特定福祉用具を選定する。

手順③：福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画書を作成する。作成に当たっては、その内容について利用者及び家族に十分な説明を行い、利用者の同意を得ること。

手順④：手順③で同意を得た特定福祉用具販売事業者は、特定福祉用具の販売の際に利用者に対し、販売費用の全額又は販売費用のうち介護保険自己負担額分を請求する。

(償 還 払 い)⇒販売費用の全額

(受領委任払い)⇒介護保険の自己負担額分

手順⑤：利用者は、特定福祉用具の購入後、領収書の交付を受けてください。

手順⑥：特定福祉用具販売事業者又はケアマネジャー等は、販売後に、購入申請書一式を鳩山町に提出する。

手順⑦：鳩山町は、購入申請内容を審査し、利用者及び特定福祉用具販売事業者に支給決定通知書を送付する。

手順⑧：鳩山町は、購入申請書を受理した月の翌月に利用者又は特定福祉用具販売事業者に福祉用具購入費を支給する。

(償 還 払 い)⇒利用者に支給。

(受領委任払い)⇒特定福祉用具販売事業者に支給。

【申請書類】

★受領委任払いの際に必要な書類

- ①介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書<<受領委任払い>>
- ②受領委任払い同意書
- ③購入した福祉用具のカタログ・パンフレット(※購入品が分かるようにメーカー等で印を付けたもの。)
- ④見積書
- ⑤領収書
- ⑥請求書(※日付なし)
- ⑦福祉用具サービス計画書(特定福祉用具販売計画書)

★償還払いの際に必要な書類

- ①介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書<<償還払い>>
- ②購入した福祉用具のカタログ・パンフレット(※購入品が分かるようにメーカー等で印を付けたもの。)
- ③見積書
- ④領収書
- ⑤福祉用具サービス計画書(特定福祉用具販売計画書)
- ⑥、委任状兼口座変更届、申立書(※いづれも必要な場合のみ)

～留意事項～

※１ 令和６年４月から、利用者の過度な負担軽減及び制度の持続可能性確保、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全確保を目的に固定用スロープ・歩行器・単点杖/多点杖の福祉用具品目については「貸与」と「購入」の選択が可能となりました。

選択制の福祉用具購入の際は、福祉用具専門相談員及びケアマネジャー等が利用者に十分な説明を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて専門職意見及び利用者の身体状況等を踏まえ福祉用具の選択をする必要があります（※状況に応じて、記録等の提出を求められます）。

利用開始後から６か月以内には、モニタリングを行い、継続利用の必要性を検討してください。

※２ 販売計画書後は計画目標の達成状況を確認し、必要に応じてメンテナンスを行ってください。

（６）領収書について

領収書の作成方法に当たっては、以下を確認してください。

パターン①：受領委任払い（※購入費用が１００，０００円以下の場合）

例）入浴補助用具（シャワーチェア）の購入費用が４０，０００円（１割負担の場合）

支給対象額４０，０００円×１割＝４，０００円

⇒自己負担額分４，０００円の領収書が必要。

★自己負担額分の領収書

[A] 領収書 鳩山 太郎 様

[B] 金額 ４０，０００ 円（税込）

[C] 但 〇〇〇〇購入代金として上記金額を領収しました。

[D] 令和〇年〇〇月〇〇日

[E]

収 入
印 紙

所 在 地 鳩山町大字赤沼１１１－１１

販売事業者名 〇〇株式会社〇〇事業所

会社印

パターン②：受領委任払い（※購入費用が１００，００１円以上の場合）

例）入浴補助用具（シャワーチェア）４０，０００円、腰掛便座（ポータブルトイレ）６０，０００円、入浴補助用具（浴槽用手すり）２０，０００円を購入。

支給対象額１００，０００円×１割＝１０，０００円

⇒自己負担額分１０，０００円の領収書が必要。

購入金額 120,000円－支給限度基準額 100,000円＝20,000円

⇒超過負担額分20,000円の領収書が必要。

★自己負担額分の領収書

[A] 領収書 鳩山 太郎 様

[B] 金額 10,000 円 (税込)

[C] 但 ○○○○購入代金として上記金額を領収しました。(自己負担分)

[D] 令和○年○○月○○日

[E]

収 入
印 紙

所 在 地 鳩山町大字赤沼 111-11

販売事業者名 ○○株式会社○○事業所

会社印

★超過負担額分の領収書

[A] 領収書 鳩山 太郎 様

[B] 金額 20,000 円 (税込)

[C] 但 ○○○○購入代金として上記金額を領収しました。(超過負担分)

[D] 令和○年○○月○○日

[E]

収 入
印 紙

所 在 地 鳩山町大字赤沼 111-11

販売事業者名 ○○株式会社○○事業所

会社印

パターン③：償還払い(※一度、利用者が購入費全額を負担するため、原則、領収書を分ける必要はありません。)

例)入浴補助用具(シャワーチェア)を40,000円購入で40,000円

⇒購入費用40,000円全額分の領収書が必要。

★購入費用全額分の領収書

[A] 領収書 鳩山 太郎 様

[B] 金額 40,000 円 (税込)

[C] 但 ○○○○購入代金として上記金額を領収しました。

[D] 令和○年○○月○○日

[E]

収 入
印 紙

所 在 地 鳩山町大字赤沼 111-11

販売事業者名 ○○株式会社○○事業所

会社印

～記載が必要な情報～

[A] 被保険者氏名を記載してください。

[B] 自己負担分、超過負担額分、購入費用全額のいずれかを記載してください。

[C] ○○○○には、福祉用具の商品名等を記載してください。

※支給限度基準額を超える自己負担分が発生した場合は、それぞれの領収書が識別できるように記載してください(償還払いを除く)。

[D] 領収書を記載してください。

※可能な限り申請書の購入日と同一の日付としてください。

[E] 領収金額が5万円を超える場合は、収入印紙を貼付してください。

注意：窓口には、原本をお持ちください。返却を希望する場合は、コピーを添付してください。

(7) 留意事項

○同一種目の再購入について

原則、福祉用具を購入すると同一種目の福祉用具の再購入はできないとされています。

ただし、被保険者(利用者)本人の身体状況の変化や経年劣化等により過去に購入した福祉用具が破損した場合などは、例外的に再購入が認められ保険給付を受けることができます。

詳細については「同一種目の再購入等について」をご確認ください。

○排泄予測支援機器の取り扱いについて

排泄予測支援機器とは、被保険者(利用者)本人の膀胱内の状態を感知し、排尿の機会を居宅要介護者又はその家族に自動で通知することができる福祉用具です。

国通知により、排泄予測支援機器を購入するためには、居宅要介護者の膀胱機能を医師等が確認し、必要書類を保険者に提出することになっています。

保険者にて、給付対象として認められれば特定福祉用具購入費が支給されます。

詳細については、鳩山町HP掲載の「排泄予測支援機器の取り扱いについて」をご確認ください。

○特定福祉用具購入のQ & Aについて

例年、福祉用具購入に当たっては「同一種目の福祉用具を再購入したい」・「領収書は原本が必要なのか」など、事業者様より様々なご質問をいただいております。

この度、よくある質問をまとめた「特定福祉用具購入のQ & A」を作成しましたので、本手引きと併せてご確認ください。

～お問い合わせ先～

鳩山町役場 長寿福祉課 介護保険担当

TEL：049-296-1210(直通)

E-MAIL：hl90@town.hatoyama.lg.jp